二　実地講習

必要履修科目（注1、注2、注3）	必要履修科目の履修方法	必要履修科目の教育時間及び各科目の履修要否
講習時間	（略）	（略）
（略）		

注
1・2　（略）
3　操縦シミュレーターでの講習については、履修科目ごとの最低時間数の四割を上限として講習時間に含めることができる。
4　（略）
5　二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を受けるために必要な実地講習に相当する二時間の実地講習を含む。ただし、有効な修了証明書又は無人航空機操縦者技能証明書（いずれも航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第百三十二条の八十六第二項第二号の飛行の方法（以下「目視内飛行」という。）についての限定をしない技能証明に係るものに限る。）を有する場合には、これを免除することができる。
6～9　（略）

別表第二　講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準（第一条第一項の表の二の項関係）

一　学科講習

必要履修科目（注1、2）	必要履修科目の履修方法	必要履修科目の教育時間
1　技能証明制度の概要 一　技能証明制度の枠組み 二　技能証明を有する者が遵守すべき事項 三　技能証明の取消し等 2　無人航空機を飛行させる者（以下「操縦者」という。）が遵守すべき事項 一　一般的な遵守事項 二　特定飛行を行う場合に遵守すべき事項 三　機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合の遵守すべき事項 四　遵守事項に違反した場合の罰則 3　最近の無人航空機関連の制度改正	講義（注3）及び視聴覚教材の視聴（4のみ）	一等無人航空機操縦士	五十分以上（講義で三十分以上、視聴覚教材の視聴で二十分以上）
		二等無人航空機操縦士	五十分以上（講義で三十分以上、視聴覚教材の視聴で二十分以上）

二　実地講習

必要履修科目注1、注2、注3	履修方法	講習時間数及び各科目の履修要否
合計	（略）	（略）
（略）		

注
1・2　（略）
3　シミュレーターでの講習については、履修科目ごとの最低時間数の四割を上限として講習時間に含めることができる。
4　（略）
5　二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を受けるために必要な実地講習に相当する二時間の実地講習を含む。ただし、有効な修了証明書又は無人航空機操縦者技能証明書（いずれも法第百三十二条の八十六第二項第二号の飛行の方法（以下「目視内飛行」という。）についての限定をしない技能証明に係るものに限る。）を有する場合には、これを免除することができる。
6～9　（略）

（新設）